

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	南救助車腐食修理
発注課	消) 総務部施設管理課
選定事業者	田井自動車工業株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>救助車は、当局独自の仕様で製作された構造をしており、複雑に構成されているものである。</p> <p>本修繕業務における救助車は、製作者独自の技術及び器材により製作されたものであり、その特殊性から、点検及び整備を行うには、専門的な知識、技術及び専門器具を有し、各装置の構造も熟知している必要があり、点検及び整備に必要な架装部設計図の著作権は、製作者が有している。</p> <p>また、製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条に基づく責任は、当該車両の製造者であると定められていることから、責任の所在を明らかにする上でも、製作者の責任の下で点検及び整備を実施する必要がある。</p> <p>以上のことから、製作者である田井自動車工業株式会社以外にこの業務を履行できないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第2号により特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和4年1月17日